

○奄美市移住定住・住宅リフォーム等助成金交付要綱

平成27年8月31日告示第123号の3

改正

平成28年2月1日告示第22号の2

平成30年4月1日告示第64号の8

奄美市移住定住・住宅リフォーム等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奄美群島外から市内への転入者のための住宅を確保し、定住を促進することにより地域活性化を図るため、当該転入者又は当該転入者に住宅を貸与する者が行う住宅のリフォーム等その他これに類する工事を行う者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「移住者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 第7条の申請の日までの2年以内に新たに市内に住所を有することとなった者で、当該新たに市内に住所を有した日を起算日として、当該起算日前5年の間に奄美群島内に住所を有していないもの
- (2) 第7条の申請年度に住所を有する予定の者で、当該市内に住所を有する予定の日を起算日として、当該起算日前5年の間に奄美群島内に住所を有していないもの

2 この要綱において、「住宅」とは、居住の用に供するために建設された一戸建ての家屋をいう。

(助成金の対象住宅)

第3条 助成金の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、奄美市内に建築されており、現に移住者が居住の用に供する住宅又は奄美市空き家バンクに登録されている住宅とする。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、対象住宅の所有者又は賃借人で、本人及びその同一世帯人が市税その他の本市に納付すべき債務（申請する年度又はその前年度において他市区町村の住民基本台帳に登録された者にあつては、当該市区町村に係る税を含む。）を滞納していないものとする。

(助成対象工事)

第5条 助成金の対象となる工事は、住宅の安全性、耐久性、耐震性及び居住性を向上させるため、既存の住宅の増改築、修繕、設備の取替えその他市長が定めるものとし、各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 当該工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）が30万円以上であること。
- (2) 市内に事業所を有する法人又は市内に住民登録している個人事業主が施工するものであること。

2 次に掲げる工事に要する費用は、助成金の対象工事としない。

- (1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門、塀その他の外構工事
- (3) 他の助成金を利用する場合で、当該助成金制度で重複計上が認められない工事

- (4) その他助成金の交付が適当でないと認められる工事
(助成金の額)

第6条 助成金の額は、対象工事に要する費用の50パーセントに相当する額とする。ただし、その額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 助成金の額が100万円を超える場合は、100万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第7条 交付対象者は、工事着手前に、奄美市移住定住・住宅リフォーム等助成金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事内訳見積書の写し
- (2) 対象住宅の位置図、工事を行う箇所の施工図及び工事着手前の写真
- (3) 対象住宅の所有者による申請でない場合は、所有者との関係を証する書類
- (4) 申請者及びその同一世帯人が第4条に規定する債務を滞納していないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 助成金の交付申請は、当該交付対象者及び当該対象住宅につき各年度1回限りとする。

(申請内容の変更)

第8条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、リフォームの内容及び申請書の記載内容を変更しようとするときは、奄美市移住定住・住宅リフォーム等助成金交付変更申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、交付決定後の助成金の増額は行わないものとする。

- (1) 変更後の工事内訳見積書の写し
- (2) 変更後の工事を行う箇所の施工図及び工事着手前の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 交付決定者は、対象工事が完了したとき(増改築の場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは同法第7条第4項及び同法第7条の2第4項の規定に基づく検査を受けた日、それ以外の工事にあつては工事請負業者から対象工事の引渡しを受けた日)は、当該対象工事の交付決定の日から120日以内で、かつ、当該年度の2月末日までに、奄美市移住定住・住宅リフォーム等実績報告書(別記第2号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 工事代金領収書の写し
- (2) 工事着手前及び工事完成後の写真
- (3) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは同法第7条第5項及び同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査その他の調査により、助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 交付決定者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金について、期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
 - (2) 助成金の交付条件に従わないとき。
 - (3) 助成金の交付後5年以内に移住者以外の者が対象住宅に居住することその他の事由によりこの要綱の趣旨に反すると認められるとき。
 - (4) その他市長が不相当と認めたとき。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日までの間、第2条第1号の規定にかかわらず、同条中「申請する年度又はその前年度」とあるのは、「平成27年9月1日以後」とする。
- 3 平成27年度に限り、第9条の規定にかかわらず、同条中「2月末日」とあるのは、「3月末日」とする。

附 則 (平成28年2月1日告示第22号の2)

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第64号の8)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第7条, 第8条関係)

年 月 日

奄美市長 殿

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 生年月日 _____
 電話番号 _____

奄美市移住定住・住宅リフォーム等助成金交付（変更）申請書

奄美市移住定住・住宅リフォーム等助成金の交付を受けたいので、奄美市移住定住・住宅リフォーム等助成金交付要綱第7条（第8条）の規定に基づき申請します。

住宅の居住者の氏名			
住宅の所有者の氏名			
住宅の所在地			
予定工事費（税込）	金		円
工事内容			
工事期間	着工年月日（予定）	年	月 日
	完成年月日（予定）	年	月 日
主たる工事施工者	氏名又は名称	印	
	住所		
	連絡先		
個人情報への同意	申請審査のため、市長が住民基本台帳及び市税等に係る個人情報を取得することについて <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない		

備考1 添付書類

- (1) 工事内訳見積書の写し
 - (2) 対象住宅の位置図，外観写真及び工事を行う箇所の施工図，工事着手前の写真
 - (3) 対象住宅に居住する所有者以外が申請する場合（戸籍謄本等）
 - (4) 申請者，同一世帯員及び住宅所有者の納税証明証。ただし，申請審査のため，個人情報を取得することに同意する場合は提出しなくてもよい。
- 2 申請内容の変更により申請書を提出する場合は，変更後の（1），（2）（ただし，対象住宅の位置図は除く。）を提出すること。

奄美市長 殿

住所

氏名

印

奄美市移住定住・住宅リフォーム等実績報告書

次のとおり住宅リフォーム工事等が完了したので、奄美市移住定住・住宅リフォーム等助成金交付要綱第9条の規定に基づき、報告いたします。

なお、この報告書に記載の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

助成金交付決定通知	年 月 日 交付決定番号第 号
助成金交付請求額	金 円
工事費（税込）	金 円
工事内容	
工事期間	着工年月日 年 月 日 完成年月日 年 月 日
主たる施工者等の証明	上記工事内容について、施工したことを証明します。 氏名又は名称 代表者氏名 印

※添付書類

- (1) 工事代金領収書の写し
- (2) 工事着手前及び工事完成後の写真
- (3) 増改築工事で建築基準法の規定による確認証書を受けたときは、同法の規定に基づき交付
- (4) その他市長が必要と認める書類